

県南広域振興局長告示第134号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定通所支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年12月3日

県南広域振興局長 小 島 純

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0350500195	日本重症心身障害児支援協会 多機能型ステーション望（のぞみ）花巻	花巻市桜町一丁目258番1号	令和6年11月30日

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0350500195	日本重症心身障害児支援協会 多機能型ステーション望（のぞみ）花巻	花巻市桜町一丁目258番1号	令和6年11月30日